

書面
審査

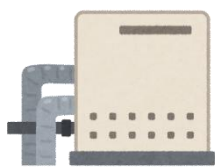
エネルギーコスト削減

につながる取組を行う**製造業**を応援します

※過去（令和4年度～7年度10月公募分）の同補助事業を活用した中小企業者等についても、改めて申請が可能です。

対象設備等

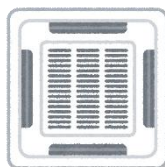
ユーティリティ設備、生産設備、EMS 等



業務用給湯器



業務用冷蔵庫



高効率空調



工作機械



EMS

全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示す必要があります。

事業の要件

- ①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること
- ②対象設備等を導入し、エネルギーコスト削減に繋がる取組であること
- ③事業の継続に必要であること

公募期間

令和8年6月29日（月）から
令和8年8月12日（水）17:00まで

補助期間

交付決定の日から、最長で令和9年2月13日まで※

※事前着手制度を利用する場合は令和8年6月29日から

対象者

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者等のうち製造業者（みなし大企業を除く）

補助率

中小企業 1/2以内
小規模事業者※ 2/3以内
※従業員数20名以下の事業者

補助額

下限40万円～上限**750**万円

▶お問い合わせ先 島根県商工労働部産業振興課 エネコス補助金担当
TEL : 0852-66-6647・5680【受付時間 8:30～17:00（土日祝日除く）】
E-mail: mono-ene@pref.shimane.lg.jp



項目	内容	説明
要件	①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること	エネルギーコストとは、電気代及び燃料費並びに動力費（灯油、重油、ガス等）など工場、プラントの機器を稼働運転、維持するために必要なコストをいう。
	②対象設備等を導入し、エネルギーコスト削減につながる取組であること	<p>全体のエネルギーコスト削減もしくは炭素生産性向上につながることを合理的に示すこと</p> <p>【設備更新の場合】 取組実施前後のエネルギー使用量をお示しください</p> <p>【設備新設の場合】 取組実施前後のエネルギー消費原単位改善率及び炭素生産性をお示しください。</p> <p>いずれの場合も申請様式の項目に沿って入力いただければ自動計算されます。</p>
	③事業の継続に必要であること	取引の確保・継続等から緊急性があること 雇用の維持・拡大に寄与すること など
対象設備等	ユーティリティ設備	工場、プラントの機器の稼働運転、維持に必要な工業用水、燃料、蒸気、温水等を供給する設備 例：高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、空気圧縮機（コンプレッサー）、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、調光制御設備、照明設備（LEDに限る）等
	生産設備	生産に必要な設備 （現状よりもエネルギーコスト削減に繋がり、かつ、固定資産として計上できる基幹部品やユニット更新であれば、新規設備の導入に限らず、既存設備の一部更新も本事業の対象となる場合があります。） 例：工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、ダイカストマシンなど
	エネルギーマネジメントシステム（EMS）	施設内の使用電力の「見える化」や使用電力を自動的に監視・制御するシステム 例：EMSソフトウェア（クラウドシステムサービス含む）、エッジコントローラー等ハードウェア、センサなど
	断熱塗装（遮熱塗装）	工場、倉庫等の事業用施設に施工するもの（削減効果を客観的に示すことができるものに限る）

※エネルギーコスト削減率や炭素生産性の計算については、申請書に参考様式を用意しております

※補助事業実施前のエネルギー使用量や実施後の見込み等の情報が必要です。

スケジュール

